全国初の"終活互助"へのチャレンジ! ~その2 マネー編~

地域サロン「ぷらっと」

1. はじめに

「夫婦とも 95 歳まで生きるには約 2000 万円の金融資産が必要」――。金融庁が 2019 年、このような報告書をまとめたことに対し、多くの国民から反発の声が上がったため、麻生同長官は国民に誤解を与えるなどとして撤回したことはまだ記憶に新しいことでしょう。

ところが、岸田首相は2022年6月、「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)」に関連して「資産所得倍増プラン」を発表、2021年現在、総額約2000兆円に上る国民の個人金融(家計)資産を貯蓄から投資に振り向け、長引くデフレ不況や円安から脱却する旨打ち出しました。また、少子高齢化によって自然増であるはずの年金や医療、介護などの社会保障給付費が年々抑制されているなか、生命保険会社や信託銀行などの金融機関はこれに乗じ、個人年金や民間医療保険、株式投資などの商品をメディアやダイレクトメール、インターネットなどを通じ、PRに躍起のようです。

しかし、そのねらいは公的年金などを中心とした老後の不安を必要以上にあおり、 重要事項の説明不足や誇大広告などによって国民の"タンス貯金"を吐き出させるこ とにあり、「うまい話」、いえ、"うまそうな話"に乗せられてソロバン勘定に狂いが生 じてしまった人も少なくありません。このため、消費庁や独立行政法人国民生活セン ター、自治体はウェブサイトや広報紙などで個人年金や民間医療保険、株式投資など の契約にあたっては慎重に臨むよう注意を呼びかけています。

そこで、今年度は昨年度の「全国初の"終活互助"へのチャレンジ!」の「住まい

編」に続く第二弾として「マネー編」と題し、これらの現状と対応のあり方について 述べてみたいと思います。

2. 年金の種類と加入年金・受給額の確認

まず「人生 100 年時代」を見据えた終活を考えると、まずは公的年金の見通しを早めに立てるため、その動向をひんぱんにチェックしてシミュレーションを重ねることです。なぜなら、会社員と公務員は一般的には 60~65 歳で定年を迎えますが、それまでのキャリアや人脈を生かす半面、昨今の政府の「働き方改革」や今般の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に伴う解雇、雇い止めに遭い、会社員(民間サラリーマン)から公務員、あるいは逆に公務員から会社員へと転職したり、自営業・自由業者へと脱サラしたりするかと思えば自営業・自由業者が会社員(サラリーマン)や公務員に転身したり、失業したりというように長い人生のなかで人それぞれの変遷もあるからです。このような人生の変遷に伴う公的年金との関係を重視し、リタイアしたのちの老後の生活の不安を除去し、パートナーなど家族、さらには知人や友人ともども安全・安心な人生 100 年をまっとうすることです。

具体的には、公的年金は国民皆年金体制のもと、20~60歳になるまで職業を問わず、全員が国民年金に加入し、毎月、その保険料を納めることになっています。保険料は2022年10月以降、月額1万6590円ですが、経済的な事情によっては納付の免除や猶予もあります。そして、会社員や公務員(第二号被保険者)は2015年9月以前は厚生年金や共済年金、同年10月以降、厚生年金と共済年金の統合化によって公務員も従来の共済年金でなく、厚生年金に二重に加入し、原則65歳から全員が国民年金から老齢基礎年金を受給することになっています。

ただし、夫が会社員、または公務員で妻が専業主婦の場合、国民年金の保険料の納付は夫が加入する厚生年金、または共済年金の制度全体で負担するため、免除されま

す。共働きの場合、夫婦ともども厚生年金(2015年9月以前は共済年金)に加入するため、その納付期間に応じた老齢基礎年金をそれぞれ独立して受給することになります。ちなみに、老齢基礎年金は40年加入の場合、2022年度現在、月額7万7800円(満額)です。国民年金の保険料の納付期間が10~40年未満の場合、その期間に応じて減額されます。

一方、厚生年金(同)は定年退職するまで納付した保険料の期間(加入期間)と標準報酬月額(ほぼ税込み月収)」に応じた老齢厚生年金(同退職共済年金)を原則 65歳から受給しますが、勤め先によっては、会社員は企業年金(厚生年金基金:代行部分)、公務員は職域相当部分(退職等年金)も加入する場合、これらの"第三の年金"を別途受給するため、老齢基礎年金しか受給できない自営業・自由業者よりも年金額が多くなります。もっとも、自営業・自由業者は定年がないため、働く気があれば何歳になっても給与(報酬)を得ることができます。もっとも、会社員や公務員のように退職金はないうえ、加齢によって心身の低下や商取引がままならなくなり、いずれはリタイアせざるを得ないことには変わりがありません。

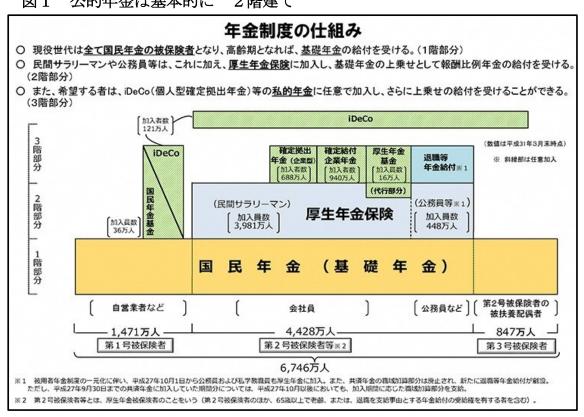
なお、老齢基礎年金を 60~65 歳未満に繰り上げ支給を選択すれば本来の年金額よりも最大で 24%減額されます。逆に 66~70 歳に繰り下げ支給を選択すれば同 84%増額されます。ただ、老齢厚生年金は 60~65 歳未満で退職しても 65 歳からの老齢厚生年金の受給額は変わりません。また、65 歳以上の老齢厚生年金の基本月額と総報酬月額の合計を 47 万円以下に抑え、引き続き正社員や嘱託、顧問などとして在職すれば年金額の支給停止は行われず、給与と年金をまるまる受け取る在職老齢年金の受給も可能です。これに対し、老齢厚生年金の支給年齢を 71~75 歳に繰り上げれば同 84.0%増やすことができます。

.

¹ 厳密には毎月の給与と夏、冬のボーナス(賞与)に応じた標準報酬月額と標準賞与額の合計額。

もう一つ、夫に万一の際は老齢基礎年金、または遺族基礎年金のいずれかを受給したり、夫の老齢厚生年金に代わる遺族厚生年金、共働きだった場合、自分の老齢厚生年金と遺族厚生年金を調整して併給することも可能です。共済年金もほぼ同様です。いずれにしても、まずは自分の現在、あるいは現役時代の職業と公的年金、さらに企業年金との関係を勤め先や近くの年金事務所に照会したり、事業主として公的年金などとの関係をチェックしたりして、リタイア後、毎月、いくらの公的年金や企業年金を受給することができるか、早めにシミュレーションしたいものです。とりわけ、自営業・自由業者の場合、夫婦の老齢基礎年金や預貯金などだけでは老後の生活費として不足する場合、国民年金の保険料とは別に毎月400円の付加保険料も納め、老齢基礎年金のほか、付加保険料の納付期間に200円を乗じた付加年金を受給したり、国民年金基金や確定拠出年金(個人型)に加入したりして会社員や公務員と同様、"2階建て年金"にして少しでも公的年金を多く確保することが大切です(図1、写真1)。

図1 公的年金は基本的に"2階建て"



出典:日本年金機構HP、2022年8月

写真1 老いも若きも老後を見据えて



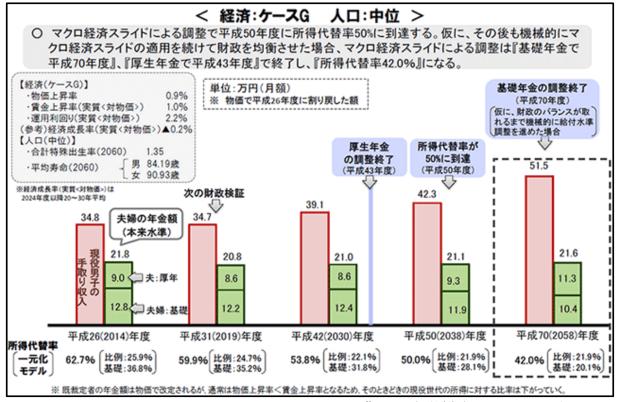
JR 吉祥寺駅北口にて)

3. 将来の年金額は給与の53.8~42.0%?

参考まで、厚生労働省の「2019 年財政検証結果(ケースG)」によると、会社員世帯の標準的な年金額(モデル年金)は2014~2058 年度、物価上昇率が0.9%、賃金上昇率が1.0%、保険料積立金運用利回りが2.2%、経済成長率がマイナス0.2%、合計特殊出生率²が1.35、平均寿命が男性84.19歳、女性89.93歳、現役男性の手取り収入が月額34万8000~51万5000円の場合、夫婦(専業主婦)の老齢基礎年金は月額12万8000~10万4000円、夫の老齢厚生年金は同9万~11万3000円で、2014年度、現役時代の収入の62.7%、2019年度、59.9%、2030年度53.8%、2038年度、50.0%、2058年度、42.0%となり、68.0~69.0%だった1980年代当時と比べて大幅な減りようとなりそうです。公務員の場合も大同小異ですが、自営業・自由業者は夫婦とも老齢基礎年金だけのため、さらに深刻です(図2)。

² 一人の女性が一生に生む子どもの割合。

図2 2019年財政検証結果(ケースG)の場合のモデル年金



出典:厚生労働省HP、2020年8月

4. ポイントは毎月の生活費の確保

ポイントになるのは老後の毎月の生活費はいくら必要かということですが、生命保険会社などでは夫婦で最低月額25万円、ゆとりを持つなら同30万~35万円などとPRしているようですが、在住する地域の物価高やライフスタイル、老後、自宅か老人ホームか、また、同じ自宅でも持ち家で住宅ローンが残っているか、賃貸の場合、家賃はいくらか、いずれ老人ホームなどに移り住むか、さらには子ども夫婦と同居するかなどによって一概にいえません。

そこで、まずは現在の毎月の生活費と将来受給する公的年金の受給額を照らし合わせ、公的年金だけで大丈夫か、それとも足りないか、早めにシミュレーションし、不足の場合、財テクや個人年金、副業で不足する毎月の生活費を確保します。また、一口に個人年金といっても保険料が一時払いか、毎年支払って積み立てていくか、受給

期間によって退職してから公的年金を受給するまでの"つなぎ資金"、または退職して死亡するまで公的年金を上乗せする"上乗せ資金"か。受給額は定額型か変額型か、物価などの変動に応じで増額される逓増型か、もしくは終身型か確定型か有期型か、夫婦のいずれかが死亡しても同額の夫婦連生型(夫婦年金)か、受給期間中に死亡しても受給される保証期間付きか、財形年金(貯蓄)か、さらには取り扱う金融機関は生命保険会社、信託銀行、全国共済農業協同組合連合会(全共連: JA 共済連)、全国労働者共済生活協同組合連合会(全労済)によって基本年金額をいくらにするかによって違うため、契約にあたっては十分調べることが大切です(図3)。

世帯 (夫婦) の個人年金保険の基本年金年額 年金型商品の加入種類 不明 36万円未満 16% 17% 民保以外 26.3% 36万~48万円未満 8% 平均 108万円以上 民保の 102.5万円 民保の 48万~60万円未満 **変額個人年金保険** 22% 年金保険 (定額) 9% 8.0% 75.2% 13% 6% 7% 3%

60万~72万円未満

図3 個人年金の種類(生命保険の場合)

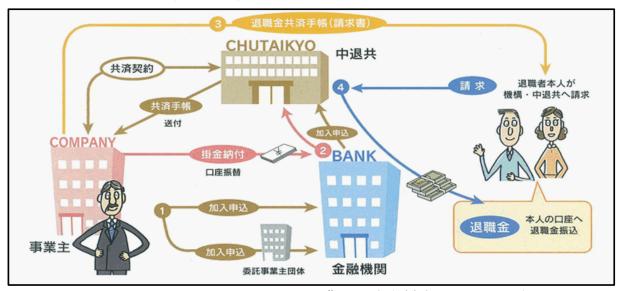
84万~96万円未満 72万~84万円未満

96万~108万円未満

出典・生命保険文化センターHP、2022年

なお、中小・零細企業で企業年金が導入されていない場合、事業主と話し合い、中 小企業退職金共済制度(中退共)に加入して足りない国民年金をカバーすることもで きます。また、政府は今後の年金全般の財政運営を懸念し、2025年4月をメドに、パ ート(パートタイマー)など短時間労働者の厚生年金の加入要件である常用労働者501 人以上となっている要件をなくしたり、個人事業所も対象業種を撤廃し、飲食や理美容、宿泊業も厚生年金の加入を義務づけたりする方針です(図4)。

図4 中小企業退職共済制度の仕組み



出典:厚生労働省HP、2022年8月

このようななか、岸田首相は 2022 年 5 月、「貯蓄から投資へ」と年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)の年金の保険料などの資産約 200 兆 8295 億円を現行の外国・国内株式、外国・国内債券にベンチャー企業の育成に振り向けたい旨意向を表明する一方、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(高齢者雇用安定法)」を 2021 年 4 月に改正・施行、事業主は 70 歳までの定年の引き上げや雇用の継続、定年制の廃止のいずれかを実施することにしましたが、いずれも実施は定かではありません。

また、デジタル化や IT (情報通信) 化を通じた労働生産性、すなわち、能力給を全面的に押し出した「働き方改革」という名の成果主義が全企業のほぼ半数に達し、早期退職や退職勧奨、定期昇給の停止などが常套手段となっているほか、一定の年収要件(1075万円以上)を満たす専門的、かつ高度な職業の力を持つ社員の労働時間の制限を撤廃する高度プロフェショナル制度(高プロ)により能力のない社員は再就職先を探さざるを得ない状況になりました。この結果、私たち庶民はもはや公的年金だけ

ではハッピー・リタアメントとはならなくなったようです。

そこで、上述したように、岸田首相は長引くデフレ不況や低金利、円安のなか、「資産所得倍増プラン」などを提唱、ハイリスク・ハイリターンの株式や投資信託、金融商品の活用を呼びかけていますが、高齢者をねらった悪質商法の被害が増えているため、慎重な行動が望まれます。「うまい話はない」というワケです。

なお、私事で恐縮ですが、筆者は 40 歳のとき、郵政省の郵便年金(現株式会社かんぽ生命保険)の夫婦連生年金に加入したおかげで公的年金とこの個人年金で専業主婦の妻ともども毎月そこそこの収入を得ており、おかげさまでつつがなく過ごしています。

5. まとめ

いずれにしても、"終活"、いえ、"老活"として早めに生涯設計を立てるとともに常に点検し、実行することが大切です。「衣食足りて礼節を知る」、「金の切れ目が縁の切れ目」、「安物買いの銭失い」、「うまい話はない」、「善は急げ」ですが、「石橋をたたいて渡る」ことも大事です。その意味で、新聞やテレビ、ラジオ、ウェブサイト、書籍、市報などを通じ、参考となる講演や講座、ワークショップ、友人・知人などから有益な情報を収集したり、個人情報の保護に努めながら意見交換したりして安全・安心な老後に努めたいものです。すなわち、"終活"は関係者との互助であり、早めの"老活"ということでもあるのです。

なお、このような老後の年金や住まいなど終活・老活への取り組みについて地域サロン「ぷらっと」(境 3-12-10、ソフィー武蔵野 101: JR 武蔵境駅北口より徒歩約5分)では併設の非営利任意団体「福祉デザイン研究所(所長・筆者)」で2021年度から向こう5年間、「全国初の"終活互助"へのチャレンジ!」と題する研究プロジェクトを仲間と取り組んでいるため、興味のある方はお気軽にお立ち寄り下さい。お待ちし

ています (写真2)。

写真2 終活マネーの意見も交わしている地域サロン「ぷらっと」



(境3丁目にて)

*参考文献

- 川村匡由『人生 100 年時代のニュー・ライフスタイル~「新しい生活様式」を超 えた医(移)・職・住~』あけび書房、2022 年。
- ◆ 川村匡由編著『入門 社会保障』ミネルヴァ書房、2021年。
- ◆ 川村匡由『老活・終活のウソ、ホント70』大学教育出版、2019年。

*連絡先

- ◆ メール kawamura0515@ybb.ne.jp
- ◆ 電 話 090-3102-8446 (川村)
- H P http://www.kawamura0515.Sakura.ne.jp

(主宰・川村匡由記)